

監事監査報告書

平成 28 年 5 月 17 日

学校法人 東京家政学院
理事会 御 中
評議員会 御 中

学校法人 東京家政学院

監事

山口孝 

監事

山本眞一 

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東京家政学院寄附行為第 13 条第 4 項の規定に基づき、学校法人東京家政学院の平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の業務及び収支、財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時に法人監査及び設置 4 校の実地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。また、収支、財産の状況については、会計監査人（アイオーシー監査法人）から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学院の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
2. 計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書（貸借対照表・損益計算書）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
4. 学校法人は、極めて厳しい経営環境にあり、新 KVA ルネサンス計画の着実な実行等により、資金収支の収入超過及び帰属収支の均衡化に向けて抜本的な経営改革に取組む必要がある。
5. 文部科学省学校法人運営調査委員による調査結果に係る文部科学省高等教育局長通知（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 文科高第 899 号）による指導助言事項については、速やかに対応し、所要の改善措置を報告した。

以上